

ひたちなか市教育委員会会議録

平成29年 第11回 ひたちなか市教育委員会9月臨時会 会議録					
平成29年9月27日		開会 午後2時00分		閉会 午後4時20分	
○場 所	第3分庁舎 防災会議室2				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 小田島 俊夫	委 員 石田 厚子		委 員 白石 愛子
○欠席委員				委 員 西野 信弘	
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	参事兼総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	欠席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案審議等	議案第21号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則及びひたちなか市公印規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第22号	ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第23号	ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について【公開】			
	議案第24号	ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱を廃止する訓令制定について【公開】			
	議案第25号	ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の制定について【公開】			
	議案第26号	ひたちなか市青少年センター所長兼務の解除について【公開】			
2 その他	(1)	9月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について【公開】			

平成29年第11回ひたちなか市
教育委員会9月臨時会会議録

開会 14:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第21号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則及びひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

議案第22号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について

議案第23号 ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について

議案第24号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱を廃止する訓令制定について

議案第25号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の制定について

* 関連する項目なので一括協議。

教育長 議案第21号から議案第25号までは関連がありますので一括で審議いたします。はじめに提案理由について、青少年課長より説明をお願いします。

青少年課長 今般、子育て支援・多世代交流施設の設置にあたり、青少年課等を移転することから、青少年センターを廃止するため、関連する規則等の一部を改正、または廃止するとともに、新たに必要な要綱を制定するため提案するものです。

教育長 まず、議案第21号、議案第22号の2件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 まず、議案第21号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則及びひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について、説明いたします。提案理由については、先ほど青少年課長から説明がありましたとおりです。第1条では、ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部改正として、青少年センターが廃止されることによる文言の削除及び文言の整理を行っており、現行の規定では、課のほかに「室等を置く」として、文化財室と青少年センターを載せておりますが、「青少年センター」と削除し、「文化財室を置く」というように改めたいと考えております。第2条のひたちなか市教育委員会公印規則の一部改正では、一般公印、専門公印のどちらにも「青少年センター所長之印」あるいは、「教育委員会教育長之印（青少年センター専用）」の公印があることから、これらを削除しようとするものであります。

次に、議案第22号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正す

教 育 長

青少年課長

る訓令制定について、説明いたします。こちらにつきましても、現行規定にある「青少年センター所長」という部分を削除しようとするものであります。

続いて、議案第23号、議案第24号、議案第25号の3件について、青少年課長より説明をお願いします。

まず、議案第23号 ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について、説明いたします。本規則は、ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の制定により、ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例が廃止されることから、施行規則も併せて廃止しようとするものです。

続いて、議案第24号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱を廃止する訓令制定について、議案第25号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の制定について、こちらの2つは一括で説明させていただきます。提案理由としては、子育て支援・多世代交流施設の設置に伴う組織改編により青少年センターが廃止されることから、青少年相談事業の実施に関し、必要な事項を定める、ひたちなか市青少年相談事業実施要綱（以下「新要綱」という。）を新たに制定するとともに、これまでのひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱（以下「旧要綱」という。）を廃止しようとするものです。

新要綱は、第1条で「この要綱は、青少年の健全な育成の推進及び非行化の防止に資するため、ひたちなか市教育委員会が実施する青少年相談事業に関し、必要な事項を定める」とし、第2条第1項で「青少年相談事業の内容」として、青少年相談、街頭指導、その他青少年の健全な育成の推進及び非行化の防止に資する事業を掲げるほか、同条第2項で「青少年相談事業を円滑に実施するため、青少年相談員（以下「相談員」という。）及び特別青少年相談員（以下「特別相談員」という。）を置く」と定めています。

青少年相談について、旧要綱では電話相談のみを載せておりましたが、新要綱第3条では、窓口相談と電子メールによる相談を追加しております。また相談の記録として、第4条第1項で「特別相談員は、青少年相談を実施したときは（中略）当該青少年相談について必要な事項を記録しなければならない」と定めています。相談の記録はこれまでも作成しておりましたが、旧要綱に規定していなかったことから、今回新たに追加するとともに、様式第3号として相談記録の様式も新たに載せております。さらに、同条第2項では「青少年相談の記録は、当該青少年相談を実施した日の属する年度の翌年度の初日から5年間保管するものとする」として、新たに保存年限の規定を設けております。

このほか、第6条では関係機関等との連携を新たに明記するとともに、第7条で相談員の委嘱及び任期等を、第8条で相談員の業務をそれぞれ載せております。第9条では特別相談員の任用について定めておりますが、こちらは旧要

綱中の「委嘱する」を「任用する」に改めております。また旧要綱では、相談員及び特別相談員の身分や勤務時間等についても規定していましたが、これらは任用通知等で定めることができることから、新要綱からは除いております。

このほか第 10 条で特別相談員の業務、第 11 条で職務等、第 12 条で補則について、それぞれ規定しております。

以上のように、青少年センターの廃止に伴い、施行規則及び旧要綱を廃止するとともに、青少年相談事業のための新要綱を新たに制定しようとするものです。

【質疑、意見等】

- 小田島委員 青少年センターが廃止されることで、それに関わる条文等の整理をしたということですが、青少年相談等についても新たに見直したわけですか。
- 青少年課長 今までは、（青少年相談員及び特別青少年相談員）設置要綱として、青少年センターに青少年相談員を置く要綱を定めておりましたが、青少年センターの廃止に伴って、相談事業に関する要綱を新たに制定しようとするものです。こちらの内容については、先ほどご説明しましたとおり、今までの設置要綱にあった条文に、新たに必要な規定を追加したものです。
- 小田島委員 窓口相談や電子メールによる相談が新たに追加されていますが、人員体制についても今後変わる予定ですか。
- 青少年課長 窓口相談、電子メールによる相談は既に行っているところですが、旧要綱にはその規定を入れてなかったため、今回新たに追加するものですので、人員は変わりません。
- 小田島委員 堀江課長には青少年センター所長という肩書が今まであったわけですが、これからは兼務がなくなることで、仕事の重みが変わるようなことはないのですか。
- 青少年課長 変わりません。
- 石田委員 「相談員の定数は 110 人以内」とありますが、その中に特別青少年相談員は何人いらっしゃるのですか。
- 青少年課長 青少年相談員と特別青少年相談員とは別として、特別青少年相談員は、市の嘱託職員として任用しており、現在の構成は教職員OB、警察官OB、市職員OBの 3 名となっています。因みに、青少年相談員は、地域の方と学校教職員から構成されています。
- 石田委員 （特別青少年相談員は）青少年相談員のまとめ役のような立場になるのですか。
- 青少年課長 はい。特別青少年相談員は、青少年相談員をまとめる立場の者で、市青少年相談員連絡協議会の事務局を担当しています。
- 小田島委員 電子メールによる相談は、今の時代ですから件数も増えつつあるのですか。

青少年課長 電子メールによる相談件数は、5～6年前をピークに減っています。減った理由として、ピーク時は特定の方から何回も相談があったという傾向がありましたが、それ以降は単発的な相談などで、件数も徐々に減ってきたことが考えられます。

小田島委員 やはり文字として残ることに抵抗があるのですか。電話相談の場合は、録音したりするのですか。

青少年課長 録音はしておりません。電話相談の件数は増加傾向にあり、昼休みと思われる時間帯に、携帯電話等でかけてくる高校生もいるようです。

- * 議案第21号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則及びひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について、議案第22号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について、議案第23号 ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則制定について、議案第24号 ひたちなか市青少年相談員及び特別青少年相談員設置要綱を廃止する訓令制定について、議案第25号 ひたちなか市青少年相談事業実施要綱の制定についての5件は全員一致で承認されました。

議案第26号 ひたちなか市青少年センター所長兼務の解除について

総務課長 議案第26号 ひたちなか市青少年センター所長兼務の解除について、先ほど小田島委員からご質問いただきましたとおり、青少年センターの廃止により、堀江参事兼青少年課長の青少年センター所長の兼務を解くことについて、提案いたします。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第26号 ひたちなか市青少年センター所長兼務の解除について、は全員一致で承認されました。

その他（1）9月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

教育次長 9月定例市議会は、9月4日から本日最終日まで25日間にわたり開催されました。先ほどの議案審議で議決いただきました案件ですが、この市議会におきまして、ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例案が可決されました。それを受ける形で本日臨時会を開催し、先ほど関連する議案について議決いただいたところです。

今回の市議会におきましては、一般質問に11名の議員が登壇され、そのう

ち8名の議員から教育委員会所管となる事項について、質問をいただきました。通告番号1番の議員から順に説明いたします。

① 岩本議員からの質問

「教育について」4点にわたりご質問がありました。

1点目は、ICT教育の推進について、今年度予定しております小中学校へのタブレット端末の導入についてのご質問でしたので、現在の進捗状況について答弁したところです。2点目は、学童クラブについて27年度4年生までに対象拡大した時の状況等についてのご質問でしたので、状況と課題について説明したうえで、今後は受益者負担の観点により利用者から運営費の一部を負担していただくことを検討している旨を答弁したところです。3点目は、普通教室へのエアコン設置についてのご質問であります。こちらは現在のところ各教室に扇風機を設置し室温調査を継続している状況にあり、当面すぐエアコンを設置することはない旨を答弁したところです。4点目は、中央図書館の建替えの検討状況等についてのご質問であります。こちらは庁内に検討委員会において中央図書館の現状や課題の洗い出しをしている旨の説明をしたところです。

② 所議員からの質問

まず「統合校の通学について」ですが、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校への通学に関連して、少し離れたところに位置する原地区について、スマイルあおぞらバスを通学手段として活用できないか、というご質問でした。現在、この地区は阿字ヶ浦小学校、阿字ヶ浦中学校の学区であり、阿字ヶ浦小へは路線バスで通い、阿字ヶ浦中へは自転車通学という状況であります。統合校への原地区の小中学生の通学手段については、路線バスで阿字ヶ浦駅まで移動し湊線を使うことを基本として考えている旨の答弁をしたところです。

次の「市立幼稚園の再編計画について」ですが、再編計画は現在ある10園を4園に再編する内容となっておりますけれども、議員からは、6園を閉園させるのではなく、1~2園に留めて様子を見てはどうか、というご提案をいただきました。答弁としましては、再編計画を進めていく中でそれぞれあるべき幼稚園の適正な規模を念頭に計画を立てておりますので、スケジュールを遅らせることなく、計画に従って再編を進める、という答弁をしたところです。

③ 山形議員からの質問

新学習指導要領について、1点目は、新学習指導要領について教育長の考えを伺う、というご質問でしたが、すべての子供たちが豊かに学び、成長していくために、各学校において新学習指導要領の趣旨に基づき、教育

活動を展開していくことが大切である、という教育長の考え方を答弁したところであります。2点目は、現在、中学校教科の「保健体育」で武道を行っていますが、新学習指導要領において銃剣道が選択種目として明示されたことから、銃剣道を実施しないことを求める、といったご意見をいただきました。これにつきましては、本市の中学校の武道では、9校中8校が柔道、1校が施設の関係から剣道を実施している状況を述べた上で、これを変更する検討はしていない旨の答弁をしたところです。

④ 宇田議員からの質問

「共生社会の形成に向けて」という項目で、こちらは特別支援の児童生徒に関連したもので、1点目は、小学校入学時にどのように就学決定をしているか、というご質問をいただきました。答弁としましては、教育支援委員会での審議・判定や保護者との合意形成など現在行われている就学決定までの流れを説明したところです。2点目は、小中学校と特別支援学校間の転学についてのご質問でしたが、こちらについてはその現状を説明いたしました。

⑤ 加藤議員からの質問

「子どもの安全の確保について」という項目で、こちらは小学校入学前の幼稚園・保育園それぞれの子供の交通安全教育の現状はどうなっているか、というご質問と、併せて長野県佐久市で行われているチラシ配布は保護者に訴える効果が高いことを例に挙げ、本市でも入学前の就学時健康診断の時に保護者に啓発チラシを作成・配布してはどうか、というご提案がありました。こちらについては、各幼稚園・保育園において交通安全教育活動を行っておりまして、配布物についても園児対象、保護者対象それぞれに作成している状況を説明したうえで、ご提案いただいたチラシについても時期等を選んで検討してまいる旨を答弁したところです。

⑥ 海野議員からの質問

「学校教育」という項目で4点ご質問があり、1点目として、教員の長時間労働の実態を把握してその課題を洗い出し改善策を講じること、2点目として、業務改善の取り組みの実態把握や今後の具体的な改善方策をとることについて、ご提案いただいたところです。3点目は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法についてのご質問でした。給特法では、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、時間外勤務手当を支給しないこととし、その代わりに、給料月額4%分を上乗せして支給されている旨の説明をしたうえで、40年以上経過した制度であり、現実に即しているかどうかについて、検証する時期にある、という教育長の見解が述べられたところです。4点目は、「教員の

働き方改革」について市長の所見が求められ、まず教育長から考え方を述べられ、その後、市長から所見が述べられたところです。

⑦ 井坂議員からの質問

「市内小中学校のエアコン化について」のご質問でしたが、先ほどの質問の中で答弁しましたように、普通教室へのエアコン設置については、現在のところ各教室に扇風機を設置し室温調査を継続している状況にあり、当面すぐエアコンを設置することはない旨を説明したところです。

⑧ 清水健司議員からの質問

1点目は中央図書館整備調査について、現在どのような調査検討がなされているのか、というご質問でしたが、先ほどの質問の中で答弁しましたように、庁内に検討委員会において中央図書館の現状や課題の洗い出しをしている旨の説明をしたところです。

2点目は放課後学童クラブの更なる充実について、ご質問いただきました。現在、利用時間の延長について検討しているとともに、学童クラブの充実を図るために新たな費用が必要となることから、来年度から有料化することを考えている旨を答弁したところです。

3点目は、放課後空き教室を利用した学習支援事業について、ご質問いただきました。現在、小学校4校でそれぞれ週1回、16時から18時までの時間に実施しており、1校当たり20名程度の児童が参加しております。今後は、この事業の主旨と学校や地域の実態を考慮しながら、来年度新たに複数校増やす計画である旨の答弁をいたしました。なお、この時点では未定でしたが、来年度は12校に増やしたいと考えているところです。

次に、懸案事項検討調書について説明いたします。こちらは、検討すべき課題と今後の執行方針を記載した資料です。先ほど加藤議員からの質問で小学校入学前の子供やその保護者を対象に、交通安全の啓発チラシを作成し配布してはどうか、という提案があったことに対して、これまで行っている入学前及び小学1年生への交通安全教育を充実する、という方針を記載しております。

続いて、決算委員会懸案事項検討調書について説明いたします。9月議会の会期中に平成28年度の会計の決算状況についての聴き取りと、決算委員会での質問等があり、その中で検討事項になったものを記載しております。1点目は、武田氏館の運営に関して、1日当たりの入館者数が少ないように思われるので、展示物について入替を行ってはどうか、というご指摘をいただいております。こちらについては、市内の小中学校へ来館を呼びかけるとともに、展示物の入替を検討していく旨を回答しております。2点目は、教

育研究所の運営に関して、耐震化も含め総合的に判断して研究所の施設について見直してはどうか、というご指摘をいただきましたが、こちらは今後の検討課題したい旨を回答しております。3点目は、英語指導助手派遣事業の今後の方針についてのご質問ですが、新学習指導要領において英語教育が拡充されることから、小学3、4年生に対して毎週配置できるよう考えている旨の回答をしております。4点目は、司書教諭補助員の増員等についてのご質問ですが、司書教諭と補助員との仕事の内容を見ながら、今後検討する旨を回答しております。5点目は、奨学資金に関して、専門学校への進学者にも配慮し、柔軟に支援が行えるようにすべきでは、とのご指摘をいただきました。こちらについては、県立高校の授業料の無償化、日本学生支援機構の奨学資金予算拡大により、本市奨学資金への応募が減少しているところですが、今後は専門学校生への支援も含め、制度の拡充を検討する旨の回答をしております。

以上、9月定例市議会における一般質問等の内容についての報告を終わります。

【質疑、意見等】

小田島委員

岩本議員、井坂議員からの質問内容を聞いて、あらためて学校のエアコン化というのは、今後何らかの方策を講じないといけないのかな、と感じました。静岡県吉田町だったと記憶していますが、エアコンを全校に設置する一方で、夏休みを短縮して授業時数を確保するようなことで、大分物議を醸しているわけですけど、市それぞれに事情があるでしょうし、財政的な事情も考えなければならぬと思います。隣の水戸市では全校エアコン設置という話も耳にしているので、今後は本市でも何らかの方策を考えていかなければいけないのでは、という感想を持っています。

石田委員

東海村でもエアコン設置が進んでいるようです。新聞では、県内の約40%の学校が設置されている、という記事があったと思います。

教育長

様々な情報を集めないと最終的な判断はできない、というような答弁をさせていただきましたけれども、今後そういった他市の状況など情報収集して、それを分析したうえで考えていかなければならないと思います。

小田島委員

新学習指導要領になると、授業時数を随分ぎりぎりまで組んでやらざるを得ないようになってきますね。その辺りの対応は如何ですか。

指導課長

今のところ、ガイドライン作成の間に、教務主任会、校長会と相談しているところですが、どちらかという、長期の休みを削るよりも、普段の週の日程を工夫して、授業時数を確保したい、という意向が強いです。話し合いの中でも、長期の休みは削りたくないとか、創立記念日は休みにしなくてもよいのでは、などといった意見はありました。

小田島委員 県民の日とかはどうか。

指導課長 県民の日は、茨城県民にとって共通のものなので、それは休みにした方が適切なのではないか、という意見はありました。

小田島委員 ただ、授業時数の確保というのは、容易なことではないですね。

指導課長 はい。年間を35週で計算しているのですが、まだ余裕はあるのですが、1月頃にインフルエンザで学級閉鎖になることもありますので、そういう状況が出てくると授業時数が追いつかなくなる、といった課題はあります。

石田委員 放課後空き教室を利用した学習支援事業は、4校から12校に広げられるのは、いい方向ですね。

指導課長 1年目である今年は一とまず4校でスタートしたので、実際にどういう状況か把握するため、子どもの声、保護者の声、学習支援ボランティアである先生の声をそれぞれ集めるとともに、校長会へも伝えたところです。また、来年度に向けて各校から希望を募ったところ、かなり評判がよく、来年度さらに増やして実施できる方向となりました。この事業を始める当初は、家庭の経済的な事情とか学力的な問題とかに目がいってしまい、差別意識のようなものが出なければよいが、など懸念していましたが、入ってくる子供たちもそういうのは全く気にせず、意外と馴染んでいるようです。来年度は12校に増える予定ですので、どの学校でもいい雰囲気の中で実施できるよう進めたいと思っています。

教 育 長 (暫時休憩の宣言)

* 暫時休憩の後、10月1日開設予定の「子育て支援・多世代交流施設（ふぁみりこらぼ）」を視察しました。

閉会 16:20